

令和2年5月25日

各介護老人保健施設 施設長 様

埼玉県福祉部長 山崎 達也

介護老人保健施設における彩の国「新しい生活様式」について（依頼）

介護老人保健施設の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただきながら、利用者への介護サービスを継続していただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、県では、ウイルスと共存しつつ社会経済活動を行っていくため、企業・団体の皆様に、感染拡大防止を徹底する「新しい生活様式」を作成していただく取組を始めました。

介護老人保健施設につきましては、公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会の御協力により、別添のとおり取組例を作成いたしました。

是非、この取組例を活用して施設内に掲示していただき、一層の感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

担当 高齢者福祉課施設・事業者指導担当

電話 048-830-3247

彩の国「新しい生活様式」における取組

～私たちは利用者様が安心して介護老人保健施設を利用していただけるように、またスタッフが安心して皆様のケアができるように、以下の取り組みを行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてまいります～

1 感染防止対策を徹底しています

- ・職員の出勤前、出勤時の体温計測
- ・「風邪症状（発熱等）や強いだるさなどの症状」がある職員の自宅待機
- ・手洗いや手指の消毒とうがいの徹底（1ケア1手洗い）
- ・手すりや取っ手等、手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ・公共交通機関の利用はなるべく避ける

2 安全な施設・設備にしています

- ・入口等に消毒設備、入館時の体温測定
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・ペーパータオルの使用

3 安心に向けた工夫をしています

- ・ICTの導入予定（テレビ電話等）

4 重症化リスクに配慮しています

【感染が疑われる利用者様への対応】

- ・可能な限り職員を分けて対応
- ・ゴーグル、ガウン、キャップの着用
- ・専用体温計の使用
- ・換気の徹底
- ・個室の利用、できない場合ベッド間隔2m
- ・食事は原則個室対応
- ・入浴は清拭対応
- ・ごみやおむつは感染性廃棄物として処理
- ・ケア記録、勤務表、接触者の記録を整備

5 通所利用者、ご家族様へのお願い

- ・サービス利用前の検温（通所利用時）
- ・手洗い、消毒（ご家庭で）
- ・マスクの着用（通所利用時）
- ・「風邪症状（発熱等）や強いだるさなどの症状」があったらすぐに連絡・相談を

6 入所ご家族様へのお願い

- ・面会は原則お断りしています。今後、テレビ電話等非接触面会にご協力ください
- ・公共交通機関の利用はなるべく避けてください。

宣言日： 令和 2年 6月 1日

名称： ケア・ビレッジ シャローム



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」